



資料編

◆策 定 経 過

◆用 語 解 説

資料1 策定経過

1. 策定経緯

	検討経過	策定委員会	庁内での検討	市民参加
平成20年度	都市計画マスタープラン 現況調査			
平成21年度	市民意識調査 都市づくりの課題の整理 現行都市計画マスタープランの評価		庁内職員懇談会（11月） 職員アンケート（12月）	市民意識調査の実施（12月） 高校生ワークショップ（1月） 既存団体などとの意見交換会（1月～2月）
平成22年度	都市づくりの目標の検討 全体構想の検討 地域別構想の検討	■第1回（7/22） ■第2回（11/9） ■第3回（2/8）	○第1回プロジェクトチーム会議（4/23） ●第1回庁内検討委員会（4/28） ○第2回プロジェクトチーム会議（6/25） ●第2回庁内検討委員会（7/2） ○第3回プロジェクトチーム会議（10/14） ●第3回庁内検討委員会（10/20） ○第4回プロジェクトチーム会議（1/13） ●第4回庁内検討委員会（1/20）	第1回地域別懇談会（9月～10月） 第2回地域別懇談会（11月）
平成23年度	都市づくりの実現に向けて 素案のまとめ パブリックコメント 都市計画審議会報告 議会報告	■第4回（7/5） ■第5回（1/26）	○第5回プロジェクトチーム会議（5/19） ●第5回庁内検討委員会（5/30） パブリックコメントへの 対応の公表（12月）	パブリックコメントの実施（9月～10月）

2. 市民参加の概要

(1) 市民意識調査

目的	市民の意向を把握するため
対象・方法など	20 歳以上の市民 3,000 名を無作為抽出し、郵送により実施 (回収率 41.9%)
実施時期	平成 21 年 12 月

※全庁的に都市計画マスタープランを考え、情報を共有化するために、市民意識調査とほぼ同様の内容のアンケートを職員に対しても実施した。

(2) 既存団体などとの意見交換会

目的	様々な団体の方に、直接意見を伺い、意向を把握するため
対象・方法など	4 つの団体と個別に意見交換会を実施 ①商店街連合会 ②老人クラブ ③幼稚園PTA連合会 ④4Hクラブ
実施時期	平成 22 年 1 月～2 月

(3) 高校生ワークショップ

目的	将来を担う高校生の意向を把握するため
対象・方法など	・市内 5 校の 2 年生 ・ワークショップを実施
実施時期	平成 22 年 1 月

(4) 地域別懇談会

目的	地域に即した課題などを把握するため
対象・方法など	市内 4 地域で懇談会を実施 ①北部地域 ②中央地域 ③西部地域 ④南部地域
実施時期	平成 22 年 9 月～11 月 (1 地域 2 回)

(5) パブリックコメント

目的	計画書案を公表し、市民意見を反映した計画とするため
対象・方法など	都市計画マスタープラン(案)をホームページ及び市役所、総合支所などで公開し、市内に在住・在勤・在学する方から意見を募集
実施時期	平成 23 年 9 月～10 月
意見数	4 名及び 1 団体から 16 件の意見

3. 深谷市都市計画マスタープラン策定委員会 設置要綱

深谷市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

平成22年 4月28日 決裁

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項に規定する市の都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）を策定するため、深谷市都市計画マスタープラン策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、都市計画マスタープランの策定に関し必要な事項を調査し、検討する。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体から推薦された者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 公募による市民

2 市長は、特に必要があると認めるときは、臨時委員を委嘱することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、都市計画マスタープランの策定の完了までとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、第3条第1項第1号の委員の中から市長が任命し、副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

3 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議（以下「会議」という。）は委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員及び臨時委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

(関係者の出席)

第7条 策定委員会は、都市計画マスタープランの策定に関する調査及び検討について必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報告)

第8条 策定委員会は、都市計画マスタープランの策定に関する調査及び検討の結果について、

市長に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 策定委員会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- 2 この要綱は、本市が都市計画マスタープランの策定の完了をもって、廃止する。

4. 深谷市都市計画マスタープラン策定委員会 委員名簿

(順不同・敬称略)

要 綱 に よ る 区 分		氏 名	備 考
1号委員	学識経験を有する者	◎ 久 保 田 尚	埼玉大学大学院理工学研究科教授
2号委員	関係団体から推薦された者	○ 清 水 博 幸	深 谷 商 工 会 議 所
		小 野 澤 一 夫	深 谷 市 自 治 会 連 合 会
		内 田 酉 二	深 谷 市 自 治 会 連 合 会 岡 部 支 会
		田 尻 彰	深 谷 市 自 治 会 連 合 会 川 本 支 会
		根 岸 一 成	深 谷 市 自 治 会 連 合 会 花 園 支 会
		瀬 山 豪	深 谷 市 観 光 協 会
		島 田 一 雄	ふ か や 農 業 協 同 組 合
		今 西 明 一	深 谷 工 業 連 絡 会
3号委員	関係行政機関の職員	酒 巻 和 彦 (柳 沢 一 正)	埼 玉 県 熊 谷 県 土 整 備 事 務 所
		大 塚 博	N P O 法 人 深 谷 に ぎ わ い 工 房
4号委員	公募による市民	荒 井 康 子	深 谷 市 人 材 バ ン ク か ら 選 出
		小 林 徹	深 谷 市 人 材 バ ン ク か ら 選 出
		田 島 裕 子	深 谷 市 人 材 バ ン ク か ら 選 出

※◎印は委員長、○印は副委員長を示す。

※()内は前任者を示す。

資料2 用語解説 (50 音順)

あ行

アグリハローワーク	農地を活用するために所有者が貸し出しや売却を希望する不耕作農地を市ホームページで公開し、耕作者を募って仲介する制度をいう。
アダプトプログラム	公園や道路、緑地などの公共空間を市民・学校・事業者のみなさんが里親となり、一定区域の緑化・美化・清掃活動などを行うもので、これを市が支援するという取り組みをいう。
うすいりゅうしゅつよくせいしせつ 雨水流出抑制施設	大雨が降った時にその雨水を一時溜めたり、浸透させたりすることにより下水道や河川、その他排水施設などに能力以上の水が一気に流出しないようにするための施設のことをいう。
エコ・コンパクト(シティ)	都市機能を中心部に集め CO ₂ の排出量抑制や効率的な資源循環を可能にする都市を目指す考え方をいう。
エリアマネジメント	地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民、事業主、地権者などによる主体的な取り組みをいう。
えんしょうしゃだんたい 延焼遮断帯	市街地における火災の延焼を防止する役割を担う施設のことで、主に道路、河川、鉄道、公園、緑道などの都市施設を骨格として活用し、必要に応じてこれらの施設とその沿道などの耐火建築物を組み合わせることにより延焼遮断帯を構築する。
おうこく 王国ボランティア	ふかや緑の王国を活動の場とするボランティアのことをいう。
おくがいこうこくぶつ 屋外広告物	常時又は一定の期間継続して、屋外で、公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物などに掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

か行

かみしばちくふくごうしせつ 上柴地区複合施設	本市がはじめて実施する公民連携事業（PPP）として建設。上柴生涯学習センター・上柴公民館、深谷市男女共同参画推進センター（L・フォルテ）、深谷市ふるさとハローワーク、行政サービスセンターの4施設の複合施設であり、「キララ上柴」という愛称で、平成22年11月4日にオープンした。
きょうあいどうろ 狭隘道路	道幅の狭い道路のことで、主に幅員4m未満の道路をいう。
ぎょうむかくとし 業務核都市	東京都区部に集中している都市機能を、首都圏全体に分散的に配置していくために、業務機能などの諸機能を集積していく核として重点的に育成・整備することとされている都市をいう。
きんきゅうゆそうどうろ 緊急輸送道路	大規模な地震などの災害が発生した場合に救命活動や物資輸送を行うため、重要な路線を緊急輸送道路として定めている。
けんちくきょうてい 建築協定	建築基準法に基づき、一定区域内の土地所有者などが、区域内の建築物についての基準（高さ制限、用途制限など）を自主的に結ぶ協定のことをいう。【建築基準法第69条～第77条】

こうつうけっせつてん 交通結節点	異なる交通手段を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎ施設であり、具体的な施設としては、鉄道駅、バスターミナル、自由通路や階段、駅前広場やバス交通広場、歩道などがある。
こうつう 交通バリアフリー基本構想	平成 12 年施行の「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」に基づき策定した市の交通バリアフリーに関する基本構想である。
こうてきたくちかいはつちく 公的宅地開発地区	地方公共団体、地方住宅供給公社、都市再生機構などの公的機関によって実施された宅地開発地区のことをいう。
コーホート 要因法	ある年の男女・年齢別人口を基準として、ここに人口動態率や移動率などの仮定値をあてはめて将来人口を推計する方法をいう。

さ行

さいせいかのう 再生可能エネルギー	有限で枯渇の危険性を有する石油・石炭などの化石燃料や原子力と対比して、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。具体的には、太陽光や太陽熱、水力や風力などを利用した自然エネルギーと、廃棄物の焼却熱利用・発電などのリサイクルエネルギーをいう。
しがいかくいき 市街化区域	すでに市街地を形成している区域や、おおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を促進する区域をいう。【都市計画法第 7 条】
しがいかちやうせいくいき 市街化調整区域	市街化を抑制すべき区域とされる都市計画法上の区域であり、農林漁業用の建築物などや一定の要件などを備えた計画的開発などを除き原則として開発行為は許可されない。【都市計画法第 7 条】
じぞくかのう 持続可能な社会	有限な地球環境の中で、環境負荷を最小にとどめ、資源の循環を図りながら、地球生態系を維持できる社会をいう。
じつぎやうふうど 実業風土	本市は渋沢栄一をはじめ多くの実業家を輩出しており、実業家を育み、産業振興を図ってきた本市の風土を表すための造語である。
じゆんぼうかちいき 準防火地域	市街地における火災の危険を防除するため、建築物を構造などの面から規制する地域をいう。【都市計画法第 9 条】
じんこうしゆうちゆうちく 人口集中地区（DID）	人口密度約 4,000 人/km ² 以上の国勢調査基本単位区がいくつか隣接し、あわせて人口 5,000 人以上を有する地域をいう。
しんりんせいびけいかくたいしやうみんゆうりん 森林整備計画対象民有林	森林整備計画は、市町村が地域の実情に応じて地域住民の理解と協力を得つつ適切な森林整備を推進することを目的とした計画であり、その計画の対象とする民有林のことをいう。
けいせい ストック形成	住宅や、橋・道路・公園などの社会インフラを価値ある社会資産として長期的に蓄積（ストック）することをいう。
せいかつがい 生活街	商業地の活性化のためには定住人口を増やすことが必要であり、居住と商業の両方の機能をあわせもつ街のことをいう。
セットバック	道路境界線から一定距離後退して建物などを建築することを行い、そうすることで道路にゆとりができ、歩行者空間の確保などにつながる。
せんじやうち 扇状地	河川が山地から平野や盆地に移る所などに見られる、土砂などが山側を頂点として扇状に堆積した地形のことをいう。

せんび 線引き (区域区分)	無秩序な市街化を防ぐとともに、計画的なまちづくりを進めるため、市街化をすすめる区域（市街化区域）と抑制する区域（市街化調整区域）に区分する制度のことをいう。【都市計画法第7条】
-------------------	--

た行

たしぜんかわ 多自然川づくり	河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うことをいう。
ちいきしんりんけいかくたいしょうみんゆうりん 地域森林計画対象民有林	地域森林計画とは、森林法に基づき、民有林について、都道府県が、森林整備及び保全の目標などを定める計画であり、森林計画区別に5年ごとに10年を一期とし、埼玉県は全域が1つの計画区(埼玉森林計画区)となっている。この計画の対象とする民有林のことをいう。
ちくけいかく (せいど) 地区計画 (制度)	良好な都市環境の整備と保全を図るために、地域のまちづくりの目標にあわせ、道路などの地区施設を定めたり、用途地域などで定められている建築ルールを厳しくしたり、緩和したりして、地域の特性に応じたルールを定めることができる制度である。【都市計画法第12条の5】
ちゅうせきていち 沖積低地	流水の堆積作用によって川筋に出来た低地（台地でない平野部分）のことをいう。
ていたんそとし 低炭素都市づくり	地球温暖化の緩和を目的として、その原因である温室効果ガスのうち、大きな割合を占める二酸化炭素の排出が少ない社会を目指した都市づくりを進めることをいう。
としけいかく 都市計画	都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画をいう。【都市計画法第4条】
としけいかくけつてい 都市計画決定	広域的・根幹的な都市計画については都道府県が、身近な都市計画は市町村が決定することとなっており、市町村が都市計画を決定する場合は、県と協議の上、市町村都市計画審議会の議を経て決定するものとされている。
としけいかくくいき (がい) 都市計画区域 (外)	都市計画を策定する場であり、都市の実態や将来の計画を勘案して、一体の都市地域となるべき区域を県が指定する。 都市計画区域では、都市施設や市街地再開発事業などを定めることができるが、都市計画区域外では、これらを定めることはできない。
としけいかくくいき せいび かいほうおよ 都市計画区域の整備、開発及び 保全の方針	都道府県が策定する都市計画区域のマスタープランであり、「都市計画の目標」、「区域区分の決定の方針」、「土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針」などについて定める。都市計画区域について定められる都市計画は、この方針に即したものでなければならない。【都市計画法第6条の2】
としけいかくしんぎかい 都市計画審議会	都市計画を決定する際に、市長の諮問に応じ、都市計画に関する事項について審議するため、都市計画法に基づき設置する市の附属機関である。【都市計画法第77条の2】

としけいかくていあんせいど 都市計画提案制度	平成 14 年の都市計画法の改正で創設され、住民などの自主的なまちづくりの推進を図るため、土地所有者、まちづくり NPO 及び一定の開発事業者などが、一定の条件を満たした場合、都市計画の提案をすることができる制度である。
としけいかくどうろ 都市計画道路	都市計画法に定められている都市施設のひとつであり、あらかじめルート、位置、幅員などを都市計画で定め、都市の骨格を形成する道路をいう。【都市計画法第 11 条】
とし 都市づくり	都市全体を見渡し都市政策の視点から考え、主に自治体が都市計画法などに基づく市全体の都市構造へ影響を与えるような計画の策定や事業の実施を行っていくことをいう。
とちくかくせいりじぎょう 土地区画整理事業	宅地の形状を整えるとともに、土地の一定割合を減歩として公共施設のために提供し合うことにより道路や公園などの都市基盤を整備していく事業をいう。

な行

なかせんどうふかやじゅくほんぽ 中山道深谷宿本舗	本市の中心市街地や深谷 TMO などに係わる活性化事業を市民や来街者に広く PR するとともに、中心市街地活性化に係わる会議やイベントの場として、市民が交流するサロン及び会議スペースを有する施設である。
ななつめしゅぞうあと 七ツ梅酒造跡	かつて七ツ梅酒造であった跡地。深谷シネマや中山道深谷宿本舗などがあり、街なかの文化拠点としての機能を果たしている。

は行

パブリックコメント	市の基本的な政策などを策定するときに、その策定しようとする政策などの趣旨、目的、内容などの必要な事項を広く公表し、公表したのに対する市民からの意見などを考慮して、最終的な意思決定をするとともに、意見などの概要およびこれに対する市の考え方などを公表する一連の手続きのことをいう。
バリアフリー（化）	高齢者や障がい者の生活や諸活動に不便な障壁（バリア）を取り除くことの総称。段差などの物理的な障害のほか、障がいのある人の社会参加を困難にする社会的、制度的、心理的な障害を除去することをいう。
バリアフリー新法 ^{しんぽう}	バリアフリー新法では、新たに道路、路外駐車場、都市公園が対象施設に加わり、基本構想が旅客施設の有無に関わらず策定できるようになるなどが追加された。
ヒートアイランド現象 ^{げんしょう}	都市の中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象をいう。
ひせんび 非線引き	市街化をすすめる区域（市街化区域）と抑制する区域（市街化調整区域）に区分しない（線引きをしない）都市計画区域のことをいう。
ふかや学校花はなプラン ^{がっこうはな}	子どもたちがたてたプランに基づき、PTA や地域の住民も加わってガーデニングを進めている。子ども・学校・PTA・地域が一体となって「ガーデニング」を通して、豊かな心を持った子どもを育てようという取組みである。

ふかやしこうじょうとうりつちそくしんせいで 深谷市工場等立地促進制度	産業振興策の一環で、市の産業振興及び雇用機会の拡大に寄与することを目的として平成 16 年度に創設した制度。一定規模以上の投資により、工場などの立地を行う企業に対し、投資した固定資産に対する固定資産税の税率を 5 年間、2 分の 1 にする税の特例措置や、工場等立地奨励金などの優遇措置が受けられる。
ふかや 深谷シネマ	本市の中心市街地にある映画館で、NPO 法人市民シアター・エフが運営管理している。
ふかやしじゅうたくたいしんしんだんほじょせいで 深谷市住宅耐震診断補助制度 ふかやしもくぞうじゅうたくたいしんかほじょせいで 深谷市木造住宅耐震化補助制度	既存建築物の耐震化を促進するため、住宅耐震化に関する本市の補助制度である。
ふかや ^{みどり} の ^{おうこく} 王国	自然と楽しむだけでなく、様々な世代の市民が訪れ、自ら色々な活動を企画し参加する場所として市民が主役のまちづくりを実践する場所として位置づけられた市民の森である。
ふかや ^{みどり} の ^{かいろうきほん} 回廊基本構想	植木や花きの一大産地である花園・藤沢地区の特色を活かした「緑によるまちづくり」を目指すことにより、地域産業全体の活性化を図ろうとする構想で、平成 22 年策定された。
ふるさとの ^{みどり} の ^{けいかんち} 緑の景観地	埼玉を象徴する緑を形成している地域を保全するため、県が指定する緑地である。
ほうがこうしん 萌芽更新	萌芽が活発な広葉樹を伐採した後に切り株や根から新しい芽が伸びてくるため、このような樹木の性質を利用して、新たな森林を造成する手法をいう。

ま行

まちづくり	主に市民が地域などの身近な課題の解決に向けて主体的に取り組み、行政がこれを支援しながら、住みやすく活動しやすい空間をつくることをいう。
^{みどり} 緑の ^{きほんけいかく} 基本計画	市町村が、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画である。【都市緑地法第 4 条】
^{もくしつ} 木質バイオマス	「バイオマス」とは、生物資源 (bio) の量 (mass) を表す言葉で、「再生可能な、生物由来の有機性資源 (化石燃料は除く)」のことをいう。その中で、木材からなるバイオマスのことを「木質バイオマス」と呼び、「木質バイオマス」は、主に樹木の伐採や造材のときに発生した枝、葉などの林地残材、製材工場などから発生する樹皮やのこぎり屑などのほか、住宅の解体材や街路樹の剪定枝などの種類がある。

や行

ユニバーサルデザイン (化)	「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人利用可能であるようにデザインすることをいう。
ようちいき 用途地域	都市機能の維持増進、居住環境の保護などを目的とした土地の合理的利用を図るため、都市計画法に基づき、都市の中を 12 種類に区分し、建築物の用途、容積率、建ぺい率などの制限を行う制度である。【都市計画法第 8 条、第 9 条】

ら行

ライフライン	日常生活に必須な、電気・ガス・水道（上水道、下水道）などの公共公益設備、電話やインターネットなどの通信設備、人の移動手段である鉄道・バスなどの輸送（交通）システムなどのことをいう。
緑地協定（制度） りょくちきやうてい せいど	土地所有者の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度である。

アルファベット

NPO（法人） ほうじん	Non Profit Organizationの略。ボランティア活動などの社会貢献活動を行う営利を目的としない団体の総称である。なお、特定非営利活動促進法（NPO法）に基づいて都道府県または内閣府の認証を受けて設立された法人のことは「特定非営利活動法人（NPO法人）」という。
TMO	Town Management Organizationの略。中心市街地の活性化に関する法律に基づき、中心市街地の商業活動の活性化に向けて、商店街へのテナントの誘致や店舗配置、イベントの開催など、まちづくりを運営、管理する機関をいう。